

相談事例2 ～電話勧誘～



この他にも、古河市消費生活センターに寄せられた相談事例を市公式ホームページで公開しています。ぜひ、アクセスしてください。



事案

一人で留守番中に電話があり、「今契約している電力会社がなくなる。電気料金が安くなるので家に説明に来る」と言われた。検討したいと伝え、「そんな時間はない」と言われ、家に来ることを承諾してしまった。現在契約している電力会社は本当になくなってしまおうのか。

対応

相談者が契約している電力会社はなくなることが確認できたため、勧誘を断りました。

センターからのアドバイス

相談者に説明に来たのは他県のプロパンガス業者の代理店で、提携しているガス業者が販売する電気とのセット契約を勧められたとのことでした。

電気の使用量が少ないため料金は安くないことが分かり、相談者は勧誘を断りました。

業者の勧誘には即答せず、内容を確認するなどよく考えてから契約しましょう。

古河市消費生活センターのご案内

さまざまな消費者トラブルの相談が寄せられています。「おかしいな」「不安だ」と思ったらご相談ください。相談は無料です。

場所 古河庁舎 2階（商工政策課内）

相談日 月曜日～金曜日

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

電話番号 ☎92-8811、☎23-1718

総和庁舎・三和庁舎で出張相談を行っています

○総和庁舎：毎月第4火曜日

○三和庁舎：毎月第2火曜日

※詳しくは問い合わせください。

出前講座開催中

最新の悪質商法の手口や対処法について、消費生活相談員が分かりやすく説明します。

【申込・問】商工政策課 ☎22-5111



◀気軽に利用して不安を解消しましょう